

令和4年竹田市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和4年6月6日(月) 午後2時00分～午後2時48分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央
農政課職員
農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第33号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・10件
議案第34号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・12件
議案第35号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件
議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・3件
議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・2件
議案第38号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
議案第39号 令和3年度農業委員会活動の点検・評価について・・・・・・・・・・・・・・1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第6回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、11番工藤明秀委員、12番釘宮恒憲委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第15号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、6件ありましたので報告します。

なお、5番と6番の案件は、議案第34号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についての承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第16号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、5件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第33号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 10件

議案第34号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 12件

議案第35号 農用地利用集積計画の承認について 4件

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第38号 非農地証明について 2件

議案第39号 令和3年度農業委員会活動の点検・評価について 1件

以上、34案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第33号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第33号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、5年6か月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。2番、5番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。3番、4番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。6番の案件は、10年7か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。7番から9番の案件は、10年6か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。10番の案件は、5年6か月の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第33号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第33号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第34号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第34号の農用地利用配分計画案は、先程議案第33号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第34号の1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番、4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は地域の担い手で、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

3番の借り手は、〇〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

5番、7番から11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、「地域内の担い手としてマッチングした結果」です。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第34号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第34号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時11分)

議長

再開します。

(14時11分)

議長

議案第35号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。1年9か月間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。9か月間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第35号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第36号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字丸田〇〇〇〇番外9筆、田4筆畑6筆、合計面積25,066平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、33,911平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番 佐藤隆幸委員に、調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第36号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター4台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じ

ないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第36号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字釘小野〇〇〇〇番外7筆、田7筆畑1筆、合計面積12,768平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地と併せ14,783平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第36号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第36号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字松ノ元〇〇〇〇番外1筆、畑2筆、合計面積4,642平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,786平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第36号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第36号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第36号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の1番の案件は、申請地竹田市大字次倉字高須〇〇〇〇番外4筆、田5筆、合計面積4,494平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ日照不足や獣害がひどいため農地として管理できず、スギを900本植林する計画です。雨水は自然浸透する計画で、隣接農地所有者の承諾書が添付されています。転用行為は、令和4年7月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第37号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の2番の案件は、申請地竹田市大字久保字笹原目〇〇〇〇番、田1筆、面積631平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、農家住宅です。申請者は、申請地近くに居住する農業者です。現在、居住する住宅が古くなったため建て替えをし、住宅として管理する計画です。転用行為は、令和4年10月29日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第37号の2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第37号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第37号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第38号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第38号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が所有する、申請地竹田市大字菅生字市河内〇〇〇〇番、登記地目、畑1筆、面積1,279平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、昭和53年に相続

後、大分市に移住したため、その後土地の管理は全然していない。現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第38号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字戸上字政所〇〇〇〇番、登記地目、畑1筆、面積44平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、昭和50年1月から畑の一部を車道として使用していました。昭和54年に夫が死亡したため、その後は利用しておらず、現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第38号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第38号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号非農地証明については、これ

を承認することに決定します。

議長

続いて、議案第39号令和3年度農業委員会活動の点検・評価についての説明を事務局に求めます。

事務局

農業委員会法第37条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、毎年6月30日までに公表することが義務づけられています。昨年度から、全国農業会議所によりインターネットで公表されます。

この案件は、年度当初にたてた農業委員会の活動計画について、年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価するものです。議案書の17ページには、令和3年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しています。18ページには、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しています。集積目標3,044ヘクタールに対し、実績2,876ヘクタール、94.4パーセントの達成となっています。19ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についての実績を記載しております。20ページは、遊休農地に関する措置に関する評価です。21ページは、違反転用への適正な対応です。現地調査や利用状況調査の折に確認し、新たな転用が予測されるところについては未然に防ぐことが出来たと評価しています。22ページから24ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検という事で、事務の実施状況とその公表等の状況を記載しています。以上、令和3年度の目標に対する実績についての点検評価を行ったものについて審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第39号令和3年度農業委員会活動の点検・評価についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号令和3年度農業委員会活動の点検・評価についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第6回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時48分)

令和4年6月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....